

施設整備について



令和8年8月19日
健康福祉審議会
障害部会

健康福祉部障害福祉課

1 障害児施設に係る現状と課題

障害や発達に課題のある子どもとその家族が適切な支援を受けられるよう、現状に即した必要な相談支援体制を整備が求められている。

現状と課題

- 中野区版児童発達支援センター機能として、療育センターアポロ園、療育センターゆめなりあ、すこやか福祉センター及び障害児相談支援事業所が連携することで児童発達支援センターの機能を担わせ、障害や発達に課題のある子どもの相談支援を行っている。
 - 療育相談や障害児通所支援事業の利用者数は微増傾向にあり、今後は子どもの障害や特性に応じた適切な支援と、それを支える基盤整備が一層必要となってきた。
 - 医療的ケア児や重度障害児等、民間の事業所では受入れの難しい子どもの受け入れニーズに対応するため、障害児通所支援事業所の基盤整備が求められている。
 - 医療的ケア児を含む、障害児の短期入所については、ニーズがあるものの、区内の現行の受入事業所では、ほとんど対応できていない現状がある。
※令和7年度健康福祉サービス意向調査において、短期入所を利用できなかったと回答した保護者は36.4%にのぼり、最も高い結果となっている。
- ➡ 上記の課題に対し、児童福祉法に基づく中核拠点型の児童発達支援センターを設置し、発達に課題のある子どもの療育相談や相談支援機能の充実を図る必要がある。

2 障害者施設に係る現状と課題

医療的ケアが必要な方や重度障害のある方とその家族が適切な支援を受けられるよう、区主導の施設整備が求められている。

現状と課題

- 生活介護等、障害者通所支援施設の運営においては、給付費だけでは職員の加配などが難しく、区では申請した事業所へ障害者日中活動系サービス推進事業補助を行っているが、医療的ケアが必要な方や重度障害(身体、知的、重心)のある方を中心とした受け入れ体制を組むにはさらなる事業者支援が必要となってくる。
 - 生活介護の新規開設にあたっては、原則として定員20名以上となっているため、基準に準じた面積の建物を確保する必要がある。しかし、通常のビルや空きテナントでは基準を満たすことが難しい現状がある。
 - グループホームにおいては、重度障害者を受け入れ可能な施設は令和8年度時点では一つもなく(令和9年度1所開設予定)、その整備が必要となっている。また、介護する家族の高齢化、当事者の高齢化が進む中で、併せて未整備の日中サービス支援型施設の整備が必要となっている。
- ➡ 上記の課題に対し、区が主導する生活介護、グループホーム及び短期入所の整備が必要となっている。

2 障害者施設に係る現状と課題

現状と課題

■(参考1)区内生活介護施設における登録者等情報

①区内生活介護施設数	12施設（他に1所、法人内入所施設利用者のみ受け入れている施設あり）
②障害種別受入内訳	知的6施設、知的・身体5施設、知的・身体・精神1施設
③平均障害支援区分	約4.6（最高5.4、最低4.2）
④【都】重症心身障害者通所事業実施施設	3施設
⑤医療的ケア実施施設	5施設

■(参考2)区が行う事業所誘致のための取組み

- ①障害者グループホーム等整備支援事業
- ②障害者グループホーム防火設備整備費補助事業
- ③障害者施設の整備（江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業）
- ④区有地における民間法人による障害者施設運営のための貸付
（弥生町二丁目障害者施設、大和町三丁目障害者施設）
- ⑤障害者福祉作業施設を設置し、社会福祉法人等へ提供
（東部福祉作業施設、谷戸福祉作業施設）

2 障害者施設に係る現状と課題

現状と課題

- (参考3) 特別支援学校卒業見込者数から推測する、今後の生活介護サービス利用者見込
⇒現状の生活介護施設数における空き枠数のみでは、令和14年度には空きがなくなり、生活介護サービスが利用できない区民が発生する見込みとなる。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
新規利用見込数（人）⇒	6	6	8	12	13	12	17
平均退所数（人）⇒	4	4	4	4	4	4	4
空き枠数（人）⇒	36	34	30	22	13	5	-8

*新規利用見込数:中野特別支援学校、練馬特別支援学校、永福学園の都立特別支援学校を中心に卒業生の想定進路状況を調査

*平均退所者数:区内12生活介護サービス施設の過去5年間の平均退所者数

*空き枠残:区内12生活介護サービス施設の合計定員数に対する空き枠数

- (参考4) 江古田三丁目重度障害者グループホーム等整備事業
⇒江古田三丁目の区有地を活用し、重度の身体障害者・知的障害者を対象としたグループホーム（身体6名・知的2名の2ユニット）、短期入所（2床）及び地域生活支援拠点機能を備えた多機能型福祉拠点を整備する事業。プロポーザルで選定した事業者施設を貸し付け、運営を行う。



4 今後の方向性について

(1) 障害児施設について

- 児童福祉法に基づく中核拠点型の児童発達支援センター設置について検討し、発達に課題のある子どもの療育相談や相談支援機能を充実する。
→中野区区有施設整備計画(2026年度～2035年度)において、平和の森小学校移転後跡地に複合交流拠点として児童発達支援センターを含む施設を整備する予定

(2) 障害者施設について

- 道路付け等を考慮の上、学校跡地等を活用し、30～40名定員規模の生活介護施設を整備する。
- 江古田三丁目重度障害者グループホームを令和9年度に開設し、その後も学校跡地等を活用し、日中サービス支援型グループホームを整備し、状況調査等を行いながら、その後の必要な整備について検討する。
- 保健所移転後の跡地に整備する障害者福祉会館について、再整備方針を検討・決定する。

5 ご審議いただきたい事項

(1)障害児施設について

- 新たに整備予定の児童発達支援センターの機能について
- 障害児施設整備を推進するために行政が担うべき役割(補助制度の創設等)について

(2)障害者施設について

- 障害者施設整備の推進に向けた、整備の手法(公設公営、公設民営、区有地における民設民営等)について
- 介護者及び障害当事者の高齢化を見据えた行政が担うべき施設整備について